

令和 6 年度（2024 年度）八王子市ブロック塀撤去等補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市内のブロック塀等の所有者等に対し、当該ブロック塀等の撤去工事及び撤去に伴う塀の新設に要する経費の一部を補助することにより、市民が安全で安心して住み続けられる居住環境の確保を促進するとともに、市内の施工業者の育成及び支援を行い、地域経済の活性化等を図ることを目的とし、市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35 年八王子市規則第19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、万年塀及びその他これらに類する構造の塀をいう。
- (3) 市税等 市税及び国民健康保険税をいう。
- (4) 避難路 次のアからウまでのいずれかに該当する道路のうち、一般の通行の用に供されるものをいう。
 - ア．東京都耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路（特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路）
 - イ．各市立小中学校が指定する通学路
 - ウ．建築物から避難所までの避難経路となる建築基準法及び道路法の道路
- (5) 着手 補助対象工事にかかる、所有者等と施工事業者との契約の締結をいう。
- (6) 指定団体 市長が指定する市内に存する施工業者団体で、別表 1 に掲げるものをいう。
- (7) 施工業者 指定団体に所属し、かつ指定団体から市へ推薦をされ、市に登録された市内の施工業者をいう。
- (8) ブロック塀診断 東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付要綱（平成 30 年 12 月 20 日付 30 都市建企第 976 号）第 3 の 3（1）で定める耐震診断をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) ブロック塀等の所有者等であること。
- (2) 個人（世帯員全員及び共有の場合、共有者全員）又は法人及びその代表者（世帯員全員及び共有の場合共有者全員）の市税等の納付状況が既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。
- (3) 八王子市暴力団排除条例第 2 条に規定するものでないこと。

（補助対象工事）

第 4 条 補助の対象となる工事は、施工業者が行う工事で、次の各号に定めるものとする。ただし、土地又は建物の販売を目的として実施するものは除く。

- (1) 撤去工事 次条に定めるブロック塀等の全てを撤去する工事（ブロック塀診断を受けたブロック塀については、一部を撤去することにより判定が適合となると認められる場合に限り、その一

部を撤去する工事を含む)

- (2) 撤去に伴う新設工事 前号に掲げる工事と併せて行う塀の新設で、法令に定める基準に適合する方法(軽量のフェンス等の新設で法令に基準の定めがないものにあつては、メーカーが指定する方法又はメーカーが指定する方法と同等以上の効力を有すると認められる方法)により設置する工事。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは補助対象とはならない。

- (1) 第 11 条第 2 項に定める補助金の交付決定前に着手したもの。
- (2) この要綱による補助金その他同種の補助金の交付を受けたもの。

(撤去工事対象のブロック塀等)

第 5 条 補助の対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に所在するもの。
- (2) 避難路に面したブロック塀等で、道路地盤面からの高さが 1.0m を超え、別表 2 「既存のブロック塀等の簡易点検シート」による点検の結果、不適の項目があるもの。
- (3) ブロック塀等と避難路との間に通行が不可能な水路や植栽帯等が設置されている場合は、ブロック塀等の高さがブロック塀等と避難路境界までの水平距離より高いもの。

(補助金の交付額)

第 6 条 補助金の交付額は、次の各号に掲げるもののうち最も低い額とする。

- (1) 補助対象工事の経費の 3 分の 2
- (2) 撤去にかかる避難路に面するブロック塀等の長さ(当該ブロック塀等の存する敷地が避難路に面する部分の長さを上限とする。)に 1m 当たり 30,000 円を乗じて得た額
- (3) 30 万円

(補助金の交付額の端数処理)

第 7 条 補助金の交付額は、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第 8 条 補助金の交付は、一敷地につき一回限りとする。

(事前相談)

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ八王子市ブロック塀撤去等補助金事前相談票(第 1 号様式)に必要書類を添えて市長に提出し、本要綱の要件を満たすか否かの確認を受けなければならない。

(補助金の交付申請等)

第 10 条 前条に定める事前相談の結果、本要綱の要件を満たす者は、八王子市ブロック塀撤去等補助金交付申請書(第 2 号様式)及び別表 3 に定める必要書類を添えて、市長に提出するものとする。
ただし、前条で提出した必要書類に変更がない場合はその必要書類は省略できる。

(補助金の交付決定及び通知)

第 11 条 市長は、前条に定める交付申請等があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

- 2 市長は、前項に定める審査等の結果、補助金を交付することを決定したときは、必要な条件を付して八王子市ブロック塀撤去等補助金交付決定通知書(第 3 号様式)により、交付しないことを決定したときは八王子市ブロック塀撤去等補助金不交付決定通知書(第 4 号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに着手しなければならない。

（変更・中止等）

第 12 条 補助決定者は、その内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、八王子市ブロック塀撤去等補助金内容変更・中止申請書（第 5 号様式）に、変更又は中止の内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の目的及び交付額に変更を与えない軽微な内容の変更の場合は、八王子市ブロック塀撤去等補助金内容変更・中止申請書（第 5 号様式）を省略できる。

2 市長は、前項に定める変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、変更又は中止を承認したときは、八王子市ブロック塀撤去等補助金内容変更・中止承認通知書（第 6 号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第 13 条 補助決定者は、補助対象工事を完了したときは、速やかに、八王子市ブロック塀撤去等補助金完了報告書（第 7 号様式）に、別表 4 に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第 8 条、第 9 条及び前条で提出した必要書類に変更がない場合はその必要書類を省略できる。

2 市長は、前項に定める完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付額を確定し、八王子市ブロック塀撤去等補助金交付額確定通知書（第 8 号様式）により補助決定者に通知する。

（補助金の交付請求及び交付）

第 14 条 前条第 2 項に定める八王子市ブロック塀撤去等補助金交付額確定通知書を受けた補助決定者は、八王子市ブロック塀撤去等補助金交付請求書（第 9 号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に定める請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項に定める補助金の交付決定の取り消しをしたときは、八王子市ブロック塀撤去等補助金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により補助決定者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、八王子市ブロック塀撤去等補助金返還請求書（第 11 号様式）によりその返還を命ずるものとする。

（報告及び検査等）

第 16 条 市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

（補助事業の実施期間）

第 17 条 補助決定者は、原則として、第 5 条に規定する補助対象工事を令和 7 年（2025 年）2 月 28

日までに完了しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

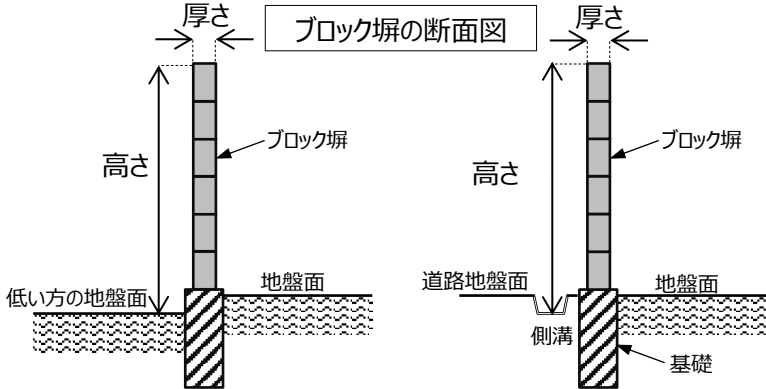
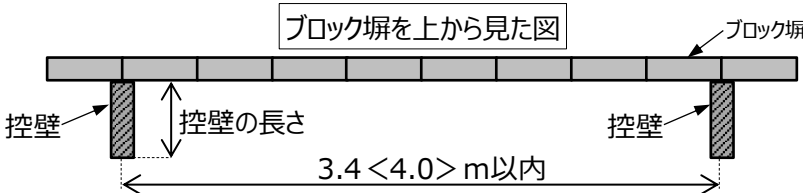
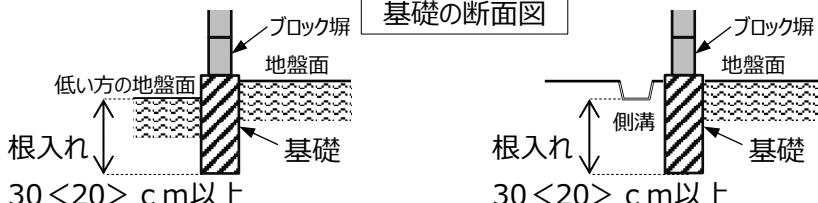
別表 1（第 2 条関係）

市長の指定する施工業者団体（50 音順）

団体名	所在地	電話番号	FAX 番号
首都圏建設産業ユニオン多摩支部	八王子市本町 2-10	042-625-2351	042-626-4055
東京土建一般労働組合八王子支部	八王子市台町二丁目 11-26	042-624-4632	042-624-4691
八王子市住宅建設協同組合	八王子市大谷町 44-4	042-642-7173	042-642-7173
八王子南多摩建築組合	八王子市本町 18-9	042-622-0739	042-627-7925
八王子民主商工会	八王子市台町三丁目 15-19	042-624-3144	042-627-6383

別表 2 (第 5 条関係)

既存のブロック塀等の簡易点検シート

項目	確認事項	結果
塀の高さ、厚さ	● 高さは、2.2m以下 <1.2m以下> であるか。 ● 厚さ 15 c m 以上あるか。高さ 2.0m 以下の場合、厚さ 10 c m 以上あるか。 <その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上> ※高さの測り方 ・ 地盤面から測ってください。 ・ 地盤面に高低差がある場合は、低い方の地盤面から測ってください。 ・ 側溝に沿って塀がある場合は、側溝の底から測ってください。 (ただし、第 5 条第 2 号の塀の高さは道路地盤面から測ってください。) 	☐ 適 ☐ 不適
控壁	※控壁とは、塀から直角方向に突き出した補助的な壁 ● ブロック塀の高さが 1.2m を超える場合、控壁は設置されているか。 ● 控壁は 3.4m (ブロック 8.5 個) <4.0m> 以内ごとに設置されているか。 ● 控壁の長さは塀の高さの 5 分の 1 以上 <壁の厚さの 1.5 倍以上> あるか。 	☐ 適 ☐ 不適
塀のひび割れ、傾き	● 塀がひび割れていないか。 ● 塀が傾いていないか。	☐ 適 ☐ 不適
鉄筋	● 鉄筋は入っているか。 ● 鉄筋が露出し錆びていないか。	☐ 適 ☐ 不適
基礎	● 根入れは 30 c m 以上 <20 c m 以上> あるか。 ※根入れとは、基礎のうち土の中に入っている部分 ● 大谷石等の基礎以外の塀の上にブロック塀が設置されていないか。 	☐ 適 ☐ 不適

※ <> に記載した内容は組積造の塀が対象

別表 3（第 10 条関係）

第 2 号様式添付書類

（共通） ☐所有者が確認できる書類 ☐案内図、既設のブロック塀等の配置図 ☐現況写真 ☐既存のブロック塀等の簡易点検シート ☐補助対象工事の見積書等の写し ☐補助対象工事の内容が確認できる図面等 （共通以外） ☐（一部を撤去する場合）ブロック塀診断の調査報告書の写し ☐（新設する場合）新設する塀のチェックシート ☐（新設する場合）新設する塀等の配置図 ☐（建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に面して塀を新設する場合）調査書及び道路境界線・塀の位置を記載した図面等 ☐（所有者が複数いる場合）所有者（共有者）の承諾書 ☐（分譲マンションの場合）規約及び補助対象工事の実施を決議したことが確認できる書類 ☐（所有者が法人の場合）消費税仕入税額控除確認書 ☐（申請者が管理者の場合）所有者からの承諾書、相続人の誓約書等
※ 世帯状況及び市税を滞納していないことを証明する書類については、申請書（第 2 号様式）の確認同意書をもってこれに代えることができます。ただし、申請書の確認同意書に氏名の記載がないものについては、住民票及び市税等を滞納していないことを証明する書類の提出が必要です。

別表 4（第 13 条関係）

第 7 号様式添付書類

（共通） ☐補助対象工事の契約書の写し ☐補助対象工事の領収書の写し ☐補助対象工事の工程がわかる日付入りの写真（撤去前、撤去中、撤去後） （共通以外） ☐（交付決定・変更承認後に契約変更がある場合）費用明細書の写し ☐（交付決定・変更承認後に設計変更がある場合）補助対象工事の変更内容及び全体概要を確認できる書類、図面等 ☐（補助対象工事に新設工事を含む場合）新設する塀のチェックシートに記載した施工内容がわかる書類、図面等 ・資材の写真（ブロック塀の厚さ、鉄筋の太さ等の仕様が確認できるもの） ・施工中、施工後の日付入りの写真（基礎の根入れ深さ、鉄筋の接続・折り曲げ、モルタルの充填等、建築基準法に適合した施工状況を確認できるもの）
--